

飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業の実施について

緊急事態宣言により、飲食店事業者への影響が長引いていることを受け、昨年度実施した「飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業」を実施する。

前回と同様、テイクアウト又はデリバリーの実施に要する経費を補助することにより、区民のテイクアウト又はデリバリーのさらなる利用促進に繋げるとともに、地域経済の活性化に資することを目的とする。

1 対象

中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業者又は法人事業者）及び中小企業者と同規模の法人が営む区内飲食店舗

2 補助対象経費

- (1) 商品割引、サービス品の提供等の還元金額相当分
- (2) 容器等の消耗品購入経費（(1)を実施した場合に限る。）
※環境に配慮した容器等の購入について推奨する。

3 補助額

上限10万円（申請は1店舗1回のみとする。）

4 対象期間

令和3年6月1日から令和3年7月31日まで

5 申請期間

令和3年6月10日から令和3年8月13日まで